

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主の皆さんへ

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主の皆さんは次のルールを知っておきましょう。

▶ 工事監理者を定めましょう

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するために、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認する重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を定めてください。

▶ 完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎25-1140

熊谷建築安全センター（熊谷県土整備事務所内）

☎048-533-8776

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、市民の皆さんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶ 狭あい道路沿道の皆さんへ

建物や塀の新築・建替え等の際は、次のどちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをさせていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います（後退済みで手続きを行っていない場合はご相談ください）。

①道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する。

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

手続窓口：道路管理課（市役所2階） ☎25-1135

②道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する。

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

手続窓口：建築開発課（市役所2階） ☎25-1140

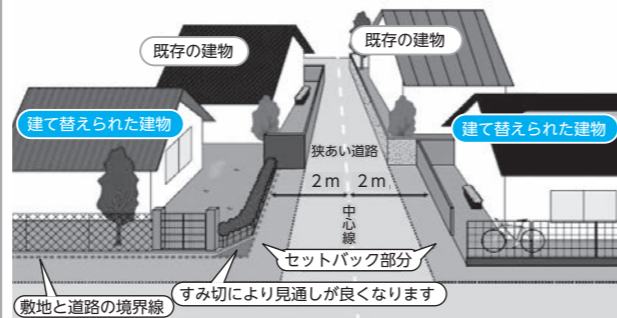
※本庄市立地適正化計画に定める居住誘導区域で、道路後退用地内の古い建物等の除却等に対する補助制度（上限50万円）があります。詳細は、道路管理課へお問い合わせください。

▶ すでに道路後退が済んでいる皆さんへ

過去に道路後退した部分に塀を再度設置したり、プランターなどを置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすこととなります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。その中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退（セットバック）が必要となります。



狭あい道路のセットバックイメージ

確定申告 お知らせ 税務署からの

いつでもどこでもスマホで申告

1月から、2か所以上の給与所得がある方、年末調整が済んでいない方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、「スマホ専用画面」をご利用いただける方の範囲が広がります。

簡単に大変便利です。令和元年分の確定申告書の作成は、ぜひ、スマホで行ってください。作成した申告書は、e・Taxで送信（ID・パスワードを入力して送信又はマイナンバーカードを使って送信）、又は印刷して郵送により提出できます。

なお、税務署で発行を受けたID・パスワードをお持ちの方は、スマホ専用画面で申告書を作成する際に、申告に必要な情報と併せてID・パスワードを入力すれば、簡単にe・Taxで申告できますので、ぜひ、スマホ専用画面からe・Taxで申告してください。

ID・パスワードをお持ちでない方は、最寄りの税務署で発行しております。確定申告に向けて事前取得をお願いします。

※ID・パスワードの取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

★本庄税務署 ☎22-2111

自動音声案内の「2」を選択

皆様のご意見を募集します 第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画（案）

市では、子どもの教育、保育、子育て支援に関する総合的な計画の策定を進めています。この度、計画（案）がまとまりましたので、この案に対する皆様のご意見を募集します。

募集期間 1月9日(木)～2月10日(月)

閲覧場所 子育て支援課（市役所2階）、支所市民福祉課(アスピアこだま内)、はにぼんプラザ、図書館(本館、児玉分館)、市ホームページ

閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間

意見を提出できる方

- ①市内在住・在勤・在学者
- ②市内に事務所又は事業所を有する方
- ③市税の納税義務を有する方
- ④この事案に利害関係を有する方

意見の提出方法

所定の用紙（各閲覧場所で配付又は市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入のうえ、直接又は郵送、ファックス、メールで提出先へ

意見の提出先

郵送 〒367-8501

本庄市本庄3-5-3

本庄市役所子育て支援課

☎25-1145

✉kosodate@city.honjo.lg.jp

意見の取り扱い

意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。類似の意見は取りまとめて公表します。住所、氏名等は公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。

★子育て支援課 ☎25-1143